

「予防規程（本編）」の解説

予防規程（本編）は、危規則第 60 条の 2 に示されている「予防規程に定めなければならない事項」のうち、全ての危険物施設に共通する事項をまとめたものです。

全ての危険物施設は、予防規程（本編）を定める必要があります。

予防規程（本編）

第1 総括的事項

1 目的

この規程は、消防法第14条の2に基づき、**東京消防（株）大手町SS**（以下「当所」という。）における危険物の貯蔵又は取扱いに係る自主保安基準について定め、これを守ることによって火災、危険物の流出、震災等の災害（以下「災害等」という。）の予防、被害軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この規程は、当所の全域に適用する。

3 遵守義務

- (1) 当所の勤務員は、この規程を遵守するものとする。
- (2) 所長は必要に応じて、当所の勤務員と当所に出入りする全ての者に対し、この規程の内容を周知徹底させるものとする。

4 規程の変更

- (1) この規程を変更する場合は、火災予防上支障のないように当所の危険物保安監督者等の意見をきくものとする。
- (2) この規程を変更する場合は、必要に応じて最寄りの消防署に事前相談するものとする。
- (3) 予防規程に定めるべき事項の一部は、細則に定めるものとし、当該細則を追加、変更する場合は、必要に応じて(1)及び(2)に準じて対応するものとする。

5 その他

第2 保安管理組織【危規則第60条の2第1項第1号関係】

1 保安管理組織の構成

所長は、当所の保安業務を管理する組織（以下「保安管理組織」という。）を、次のとおり定めるものとする。

所 長 → 危険物保安監督者 → 危険物取扱者 → その他の勤務員

2 構成員の職務

- (1) 所長は、保安管理組織を指揮し、この規程で定める保安業務を適正に行い、当所の安全の維持に努めるものとする。
- (2) 危険物保安監督者は、消防法令及びこの規程で定める保安業務を適正に行うとともに、危険物取扱者及びその他の勤務員に必要な指示を与え、当所の保安管理に努めるものとする。
- (3) 危険物取扱者は、危険物保安監督者の指示に従い、消防法令及びこの規程を遵守した危険物の取扱い作業、立ち合い等を行い、当所の保安管理に努めるものとする。
- (4) その他の勤務員は、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、消防法令及びこの規程を遵守し、当所の保安管理に努めるものとする。

3 保安管理組織を構成する者の代行

予防規程を適用する「危険物施設の名称」を記載してください。

【同一敷地内に複数の危険物施設がある場合】

・ 予防規程を定める義務がある危険物施設が複数ある場合は、まとめて一の予防規程を定めても差し支えありません。

なお、予防規程を定める義務がない危険物施設も、安全のため予防規程の適用範囲に含めるようお願いいたします。

・ まとめて一の予防規程を定める場合は、「〇〇〇（事業所名）の予防規程対象施設」と記載し、予防規程の適用範囲が確認できる資料（予防規程を適用する危険物施設の位置・名称を記載した配置図及び当該施設一覧表等）を添付してください。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

所長は、保安管理組織を構成する者の代行者が確保できる勤務体制の維持に努めるものとする。

4 その他

- (1) 所長は、保安管理組織の構成員の氏名及び在、不在の別を当所内に掲示するものとする。

第3 危険物保安監督者の代行【危規則第60条の2第1項第2号関係】

1 危険物保安監督者の代行者の指定

所長は、危険物保安監督者が旅行、疾病その他の事故等により不在となる場合に備え、当所の規模、人員、勤務形態に応じて甲種又は乙種危険物取扱者等で保安監督ができるものの中から職務代行者をあらかじめ指定し、保安監督業務に間隙を生じない体制を確保するものとする。

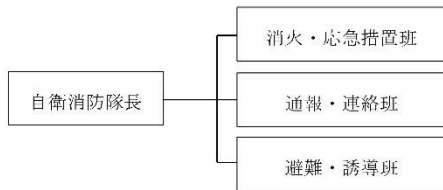
2 その他

- (1) 職務代行者の指定にあたっては、その職務及び責任の範囲を明確にしておくものとする。
(2) 職務代行者に職務を引き継ぐときは、引継符等を活用して必要事項が確実に伝達されるよう努めるものとする。
(3) 職務代行者は、危険物保安監督者の職務を誠実に代行するものとする。
(4) の職務代行者が不在となり、保安確保が困難な場合は、操業を休止する等の必要な措置を講じるものとする。

第4 自衛の消防組織【危規則第60条の2第1項第3号関係】

1 自衛の消防組織の編成等

- (1) 所長は、災害等に対応する自衛の消防組織（以下「自衛消防隊」という。）を次のとおり定め、自衛消防隊長（以下「隊長」という。）及び各班の隊員を指定するものとする。



- (2) 隊長及び各班の任務は次のとおりとする。

- ア 自衛消防隊長 災害活動全般の指揮
イ 消火・応急措置班 初期消火、危険物の流出防止措置
ウ 通報・連絡班 消防機関への通報、所内・所外関係者への連絡、消防隊への情報提供
エ 避難・誘導班 顧客等の避難誘導、負傷者救護

- (3) 隊長、隊員が不在となる場合は、代行者に任務を引き継ぐものとする。

4) その他

- ア 所長は、自衛消防隊編成表を当所内に掲示するものとする。
イ 隊長は、新たに勤務につく隊員に任務を確認させるものとする。

施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

消防法第14条の4（*1参照）の規定により、次の大規模な危険物施設は、自衛消防組織の人員数、化学消防自動車の台数が定められています。

- ・指定数量3,000倍以上の製造所
・指定数量3,000倍以上の一般取扱所
・指定数量以上の移送取扱所

勤務シフト等による人員交替や休日・夜間等で人員の減少がある危険物施設にあっては、必要に応じて通常時以外の構成を別に定めてください。

施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

* 1 消防法第14条の4（e-Gov法令検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC1000000186#Mp-At_14_4

2 緊急連絡網の整備

- (1) 所長は、災害等発生に備え、緊急連絡網及び連絡手段を定めるものとする。
- (2) 災害等が発生した場合は、必要に応じて緊急連絡網により、隊長、隊員に緊急連絡するものとする。
- (3) 緊急連絡により参集の指示を受けた隊長、隊員は、当所の1階事務室に参集するものとする。
- (4) 隊長、隊員は、必要な資料等を当所の1階事務室に集結させるものとする。
- (5) 災害等発生時の自衛消防活動の詳細は、第10及び関係する細則に定めるものとする。

3 協定等の締結

所長は、周辺地域の事業所及び町会・自治会と、災害等の応援、協力に関する協定等の締結に努めるものとする。

4 防災資器材の整備

所長は、災害等に備え、必要な防災資器材等を整備するものとする。

5 その他

第5 保安教育及び訓練【危規則第60条の2第1項第4号関係】

1 勤務員の保安教育及び訓練

所長は、全勤務員（アルバイト等を含む。）に対し、必要な保安教育及び訓練を次のとおり実施するものとする。

回数・時期	年1回以上（毎年6月第1週を予定） ※新入社員や人事異動者に対しては当所での勤務開始時に別途実施する。
保安教育の内容	施設概要、予防規程の内容、平時の保安業務、災害時の対応
訓練の内容	自衛消防活動訓練（初期消火・油流出措置、通報連絡、避難誘導）、災害発生後の対応訓練（緊急点検及び施設再開判断）

2 その他

第6 危険物の保安のための巡視、点検及び検査【危規則第60条の2第1項第5号関係】

1 巡視、点検及び検査の留意事項

- (1) 所長は、当所の維持管理等のため、勤務員に巡視、点検及び検査を定期的に行わせるものとする。
- (2) 所長は、巡視、点検及び検査のための実施基準、結果の適否を判断するための記録表（チェックリスト）を必要に応じて整備するものとする。
- (3) 巡視、点検及び検査は、実施基準等に従い、必要な資格を有する者が、危険物保安監督者の確認のもとで行うものとする。
- (4) 巡視、点検及び検査により異常が発見された場合は、危険物保安監督者は、異常部分の使用を禁止する等の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 異常部分の補修工事を行う場合は、第9によるものとする。

2 その他

「緊急連絡網及び連絡手段」には、SNSを活用することもできます。

施設の実態に応じた「参集場所」を記載してください。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

施設の実態に応じた「保安教育と訓練の計画」を記載してください。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

消防法第14条の3の2（*2参照）の規定により、定期点検は1年に1回以上実施する必要があります。

定期点検で使用できる点検表（*3参照）をホームページで公開していますので、活用してください。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

所長は定期点検を、危規則第62条の6（*4参照）に規定する次のいずれかの者に実施させる必要があります。

- ・危険物取扱者
- ・危険物施設保安員
- ・危険物取扱者以外の者（危険物取扱者の立会いが必須となります。）

定期点検以外の巡視、日常点検等についても努めて上記資格者に実施させてください。

他法令を根拠として実施しなければならない巡視、点検及び検査がある場合は、それぞれの法令に従って実施者を決めてください。

*2 消防法第14条の3の2（e-Gov法令検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC1000000186#Mp-At_14_3_2

*3 定期点検で使用できる点検表

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kikenbutuka/teiki_tenken/index.html

*4 危規則第62条の6（e-Gov法令検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At_62_6

第7 施設の運転又は操作【危規則第60条の2第1項第6号関係】

1 施設の運転又は操作の留意事項

- (1) 所長は、当所内の危険物を取扱う施設の運転又は操作について、安全に行うために必要な実施基準を整備するものとする。
- (2) (1)で整備する基準には、施設の緊急停止に係ること（停止及び再始動操作の手順、停止の決定者等）、運転員等の引継ぎ交代に係ることを定めるものとする。
- (3) (1)で整備する基準は、定期的に必要の見直しを行うものとする。
- (4) 所長は、当所に関係のない人、車両等が、当所内に立ち入ることを制限する必要な措置を講じるものとする。
- (5) 危険物を取扱う施設の運転又は操作は、危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立会いのもと行われるものとする。
- (6) 施設の運転又は操作に伴い火気を使用する作業を行う場合は、第9、2によるものとする。

2 その他

第8 危険物の貯蔵又は取扱い作業【危規則第60条の2第1項第7号関係】

1 危険物の貯蔵又は取扱い作業の留意事項

- (1) 所長は、危険物の貯蔵又は取扱い作業を安全に行うために必要な基準を整備するものとする。
- (2) (1)で整備する基準は、定期的に見直しを行うものとする。
- (3) 危険物取扱者が不在となる場合は、危険物の取扱い業務を行わないものとする。

2 その他

- (1) 移動タンク貯蔵所からタンクに荷卸しする場合は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類、タンクの残量及び荷卸し数量を確認するとともに、作業中は、危険物のもれ、あふれ又は飛散しないよう必要な措置を講ずるものとする。
- (2) (1)において、可燃性蒸気回収装置を使用する場合は、回収ホースが移動タンク貯蔵所及び通気管に確実に接続されていることを確認するものとする。

第9 補修等の工事及び火気使用等の安全管理【危規則第60条の2第1項第8号及び第8号の2関係】

1 補修等の工事の留意事項

- (1) 所長は、工事管理体制を定め、工事責任者を指定するものとする。
- (2) 工事責任者は、工事内容に応じた必要な手続きを行うものとする。
- (3) 工事責任者は、工事の安全対策（標識の掲出、開始と終了の連絡及び工事前の確認事項、工事場所周辺の施設・設備の安全確認等）を定め、作業員に遵守させるものとする。
- (4) 工事責任者は、必要に応じて工事に立ち会い、作業員に指示するものとする。
- (5) 工事開始前に作業場所から危険物を排除する必要がある場合は、危険物の特性を考慮した安全な排除方法を選定するものとし、工事責任者が排除完了を目視で確認後に工事を開始するものとする。
- (6) 工事を行いながら当所の一部を使用する場合は、工事に伴う変更内容等を勤務員に事前に周知するものとする。

所長は、勤務員等が安全に運転・操作できるマニュアル等を作成してください。

消防法第13条第3項（*5参照）の規定により、危険物を取り扱う場合は、危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立会いが必要です。

施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

所長は、危険物の貯蔵・取扱い作業を安全に行うためのマニュアル等を作成してください。

施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

移動タンク貯蔵所からタンクに荷卸しを受ける危険物施設（※単独荷卸しを行う施設は除く。）は、予防規程に定めてください。

移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に、可燃性蒸気回収装置を使用する危険物施設は、予防規程に定めてください。

危険物施設で補修等に伴う変更工事を行う場合は、工事内容に応じて次の事前手続きが必要になる場合があります。

- ・ 変更許可申請
- ・ 資料提出

工事開始前に、管轄の消防署に工事内容について相談し、必要な手続きを確認してください。

*5 消防法第13条第3項（e-Gov法令検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC1000000186#Mp-At_13

危政令第 24 条第 1 項第 2 号 (* 6 参照)の規定により、危険物施設において、みだりに火気を使用することは禁止されています。
所長は、必要な火気作業を安全に行うためのマニュアル等を作成してください。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

風水害対策が必要となる場合は細則 2-1 を作成してください。
津波対策が必要となる場合は細則 2-2 を作成してください。

緊急点検と施設再開の可否判断は、本編、第 10、3、(1)に定める緊急点検表、または、営業継続判断支援ツールを使う方法があります。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

- 2 火気作業の留意事項
- (1) 所長は、当所内で火気を使用する作業（以下「火気作業」という。）を安全に行うために**必要な実施基準**を整備するものとする。
 - (2) (1)で整備する基準には、使用する火気の種類、火気使用禁止区域、火気使用権限者、必要な安全対策（標識掲出、開始終了報告、事前確認事項等）を定めるものとする。
 - (3) (1)で整備する基準は、定期的に必要な見直しを行うものとする。

3 その他

第10 災害その他の非常の場合（風水害及び津波を除く）**（風水害及び津波を除く）**に取るべき措置【危規則第60条の2第1項第11号及び第11号の2関係】

1 火災、危険物の流出時の措置

- (1) 火災、危険物の流出の発生状況に応じて、直ちに危険物の取扱い作業及び火気作業を中止するものとする。
- (2) 第4、1で定める自衛消防隊が、直ちに初期消火、危険物の流出防止措置、消防機関への通報、避難誘導等の応急措置を講じるものとする。
- (3) 応急措置が間に合わず、当所外に危険物の流出又は可燃性蒸気の拡散のおそれがある場合は、当所周辺の住民等に火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるものとする。
- (4) 応急措置完了後、必要に応じて施設の緊急点検を実施し、当所の被害状況の把握に努めるものとする。
- (5) **施設再開の可否判断は、緊急点検の結果等から所長が行うものとする。**
- (6) 所長は、緊急点検により当所内に危険な状態を確認した場合は、二次災害の発生防止を図るとともに、被害の程度に応じて消防機関に通報又は連絡するものとする。
- (7) 所長は、消防機関による事故調査に協力して原因究明、再発防止に努めるものとする。

2 地震時の措置

- (1) 地震の規模等に応じて、直ちに危険物の取扱い作業及び火気作業を中止するものとする。
- (2) 地震に伴い、当所内で火災、危険物の流出が発生した場合は、1により対応するものとする。
- (3) 地震の揺れがおさまった後、必要に応じて施設の緊急点検を実施し、当所の被害状況の把握に努めるものとする。
- (4) 施設再開の可否判断は、緊急点検の結果等から所長が行うものとする。
- (5) 所長は、緊急点検により当所内に危険な状態を確認した場合は、二次災害の発生防止を図るとともに、被害の程度に応じて消防機関に通報又は連絡するものとする。
- (6) 所長は、地震情報の収集に努め、周辺住民等に必要な広報を行うものとする。
- (7) 当所内に被害があり、補修工事を行う場合は、第9によるものとする。

8: その他

ア 地震に伴い当所の周辺で火災等の災害が発生した場合は、当所の安全を確保した後、周辺地域の被害を軽減する活動に協力するものとする。

3 緊急点検及び施設再開の可否判断の方法

- (1) 災害等発生後に実施する緊急点検及び施設再開の可否判断は、以下のいずれかを活用して行うも

* 6 危政令第 24 条第 1 項第 2 号 (e-Gov 法令検索)

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334C00000000306#Mp-At_24

「臨時的対応」とは、震災等により被害を受けた危険物施設において、施設再開のために行う代替機器の使用や応急措置等の対応のことです。

営業継続判断支援ツール等を活用することで、臨時的対応により施設再開することができます。

なお、臨時的対応により施設再開するためには、必要な代替機器、応急措置用の資器材等を予め用意しておく必要があります。

また、代替機器として、緊急用ポンプ又は緊急用発電機を使用する場合は、細則 2-7 又は細則 2-8 を予防規程に定めておく必要があります。

「**営業継続判断支援ツール**」(*7 及び右二次元コード参照)は、地震発生後の危険物施設において実施しなければならない緊急点検、施設再開の可否判断に活用できる支援ツールです。



のとする。

ア 東京消防庁が公開する「**営業継続判断支援ツール**」

イ 別添え 1 「緊急点検表」

(2) 所長は、**臨時的対応により施設再開した場合**、専門業者による対応が可能となり次第、速やかに点検を受け、その指示に従うものとする。

4 その他

第11 保安に関する記録並びに書類及び図面の整備【危規則第60条の2第1項第12号及び第13号関係】

1 保安に関する記録の整備の留意事項

所長は、次の保安に関する記録を整備し、**3年間**保管するものとする。

- (1) 保安教育及び訓練の実施記録
- (2) 巡回、**点検**及び検査の実施記録（異常確認時に実施した応急措置の内容を含む。）
- (3) 補修等の工事の実施記録（設計資料等の図書を含む。）
- (4) 火気作業の実施記録

2 書類及び図面の整備の留意事項

- (1) 所長は、当所の許可書類等を整備し、当所内で保管するものとする。
- (2) 所長は、当所の位置、構造及び設備に変更があった場合、保管する図面等を更新するものとする。

3 その他

第12 その他危険物の保安に関し必要な事項【危規則第60条の2第1項第14号関係】

1 **東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示**（平成13年4月6日東京消防庁告示第2号）第1条に規定する事業所防災計画に定める事項等については、**別添え 2 「事業所防災計画に規定すべき事項」**のとおりとする。

2 所長は、当所の保安業務等の一部を外部委託する場合、防災活動及び教育訓練等が一体的な指揮命令系統のもとに行える体制を整備するとともに、受託者の情報及び委託する業務範囲について明確にするものとする。

3 所長は、施設、設備の耐震化を促進するものとする。

4 その他

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

法令で規定される期間を考慮して決定した「**保管期間**」を記載してください。

危規則第 62 条の 8 (* 8 参照)により、定期点検記録の保管期間が定められていますので、保管期間を決定する場合は考慮してください。

また、緊急点検については、本編、第 10、3、(1)に定める緊急点検表及び**営業継続判断支援ツール**を使用した点検記録等を保管してください。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示第 1 条第 2 項 (* 9 参照)により、**予防規程に事業所防災計画を定めることとされています。**

事業所防災計画が未作成の事業者は、別添え 2 を施設の実態に合うように修正し、これを事業所防災計画としてください。

既に事業所防災計画を定めている事業者は、既存の事業所防災計画を別添え 2 として添付してください。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

別添え 2 は、事業所防災計画に相当するものとして、当庁が公開する「**消防計画作成例**」の内容をもとに作成したものです。

* 7 営業継続判断支援ツール

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kikenbutuka/gstool/index.html>

* 8 危規則第 62 条の 8 (e-Gov 法令検索)

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At_62_8

* 9 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示 (東京都総務局ホームページ)

https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00002322.html

危険物施設の構造、設備等の状況に従って、「点検項目」、「点検結果」、「施設再開が可能と判断できる基準」の内容を変更してください。

別添え1 (第10、3関係)			緊急点検表		
災害等発生後の緊急点検及び施設再開の判断基準			点検実施日	点検実施者	再開判断実施者
点検項目	点検結果	施設再開が可能と判断できる基準			
建築物・キャンピー	被害なし 被害あり (倒壊危険あり・なし) 被害詳細:	施設再開後に利用する建築物等に倒壊危険がないこと。			
防火塀	被害なし 被害あり (応急措置可・不可) 被害詳細:	防火塀の機能が維持されていること。			
危険物を取扱う設備 (計量器、発電設備等)	被害なし 被害あり (応急措置可・不可) 被害詳細:	施設再開後に利用する危険物を取扱う設備が安全に使用できること。			
地盤面・床面	被害なし 被害あり (応急措置可・不可) 被害詳細:	施設再開後に利用する部分の地盤面等に作業等の支障となる段差や危険物が浸透する亀裂が確認されないこと			
配管・タンク	被害なし 被害あり (応急措置可・不可) 被害詳細:	施設再開後に利用する配管・タンクに著しい変形・損傷が確認されないこと。埋設の配管・タンクは、周囲の地盤面に浮き上がりがなく、漏洩検知設備で漏えいが確認されないこと。			
排水溝・ためます・油分離槽	被害なし 被害あり (応急措置可・不可) 被害詳細:	排水溝等の機能が確保されていること。			
消火設備	被害なし 被害あり (応急措置可・不可) 被害詳細:	消火設備の機能が確保されていること。			
ライフライン (電気・通信・ガス・水道)	被害なし 被害あり (応急措置可・不可) 被害詳細:	施設再開のために必要なライフラインの機能が維持されていること。			
施設周辺の状況	被害なし 被害あり (延焼危険あり・なし) 被害詳細:	施設周辺の被害が軽微であり、施設再開に支障がないこと。			
保安要員等の確保	可能 不可能	施設再開後に危険物取扱者、危険物保安監督者、巡視、緊急時の措置を行う保安要員が確保できること。			
出火危険の有無	危険なし 危険あり	応急措置等により出火危険がないこと。			
油漏洩危険の有無	危険なし 危険あり	応急措置等により油漏洩危険がないこと。			

手順1 点検実施者が「点検項目」ごとに緊急点検を実施し、被害状況等から「点検結果」の該当するものを○で囲み、被害詳細を記入してください。

手順2 必要な応急措置及び施設の再開範囲の限定等を行った後、再開判断実施者が各点検項目の「施設再開が可能と判断できる基準」を参考に、施設再開の可否を総合的に判断してください。

手順3 点検実施日、点検実施者、再開判断実施者を記入して保管してください。

給油取扱所の建築物において、可燃性蒸気が建築物内に流入するおそれがある場合は、建築物内での火気使用及び床面から 60 cm以下での電気設備の使用をしないでください。

防火塀の応急措置の例として、倒壊又は損傷した部分に仮設塀を施工する方法があります。

危険物を取扱う設備の応急措置の例として、ポンプが使用できなくなった場合に緊急用ポンプを使用する方法があります。

地盤面・床面の応急措置の例として、陥没又は沈下した箇所に鉄板を敷く方法があります。

ライフラインの応急措置の例として、商用電源が使用できなくなった場合に緊急用発電機を使用する方法があります。

別添え2 事業所防災計画に規定すべき事項等（第12、1関係）

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示（平成13年4月6日東京消防庁告示第2号）第1条に定める事業所防災計画に規定すべき事項等は、本編及び関係する細則によるほか、以下のとおり定めるものとする。

1 震災に備えての事前計画

対策		内容
点検・検査	日常点検	・火災発生のおそれのある箇所と日常の避難動線を確認する。 ・火気設備・器具の周囲に、転倒、落下のおそれのある物品や可燃物を置いていないことを確認する。
	定期点検	・安全な避難の確保のため、避難施設や防火設備の点検を行う。 ・建築物とそれに付随する施設物（看板等）の点検を行う。 ・消防用設備等の点検を行う。
	随時点検	・事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等の家具類の転倒・落下・移動防止の措置を実施する。 ・危険物、毒物、高圧ガス等の貯蔵・取扱場所の点検、転倒、落下、浸水等による発火防止措置と送油管等の点検を行う。
消火器等の準備と適正管理		法令基準に基づき消火器等を設置し、適正に維持管理する。
資器材・非常用物品の準備と点検整備		地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材と非常用物品を確保し、定期的に点検整備を行う。
安全避難の確保		自己事業所の存する地域の危険実態を把握しておくとともに、避難場所を確認し、避難方法等の手段を検討する。
勤務員への教育・訓練		勤務員に対し地震時の対応方法等の教育・訓練を行う。
周辺地域との連携		周辺地域の事業所や住民等との連携・協力を努める。
警戒宣言が発せられた場合等の措置		警戒宣言が発せられた旨等を事業所内の者に伝達する。
勤務員との連絡手段の確保		話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、勤務員との連絡の手段や手順をあらかじめ定めておく。
勤務員の安否確認		震災時における勤務員の安否確認者（班）及び安否確認手段を定めておく。
家族との安否確認手段の確保		勤務員は、震災時における家族との安否確認手段を口頭から家族と話し合い、複数の連絡手段（携帯電話用災害用伝言板・SNS・災害用伝言ダイヤル（171）等）を確保し優先順位を決めておく。
帰宅困難者対策	情報収集	鉄道等交通機関の運行状況の情報、余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、勤務員等に適宜伝達する。
	勤務員等の一斉帰宅の抑制	公共交通機関が運行を停止し、当分復旧の見通しがない場合は、帰宅困難者の発生による混乱防止のため、勤務員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知する。
	施設内待機場所	勤務員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保する。
	施設内待機のための備蓄品	勤務員等の施設内待機を維持するために、3日分の飲料水、食料その他必要な物資（備蓄品）を備蓄する。勤務員以外の帰宅困難者用に、勤務員用の備蓄品の10%程度を余分に備蓄する。
	時差退社計画	勤務員の徒歩による帰宅経路を把握し、グループ毎の時差退社計画を作成しておく。
PDCAサイクルの実施		訓練等の結果確認と検証を行い、震災に備えての事前計画を見直し改善する取組み（PDCA（計画→実行→検証→改善）サイクル）を取り入れる。

2 震災時の活動計画

項目	内容
震災時の自衛消防活動	① 火災時の自衛消防隊編成による活動を原則とする。 ② この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は、担当を増強、移動するなどの対応により効果的な自衛消防活動を行わせる。

緊急地震速報の活用	① 緊急地震速報の受信方法とその場合の行動について勤務員等に周知しておき、有効に活用する。 ② 緊急地震速報を受信した場合、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保する。
出火防止対策	① 火気設備・器具付近にいる勤務員等は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。 ② 二次災害の予防のため、建物や火気設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
危険物等に対する緊急措置	危険物、毒物、高圧ガス等の流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊により応急措置を行い、消防機関その他関係者に連絡する。
初期消火	火災発見者は、周囲の者に大声で知らせ、任務分担に基づく活動を開始する。自衛消防隊員は消防用設備等を活用し、初期消火を行う。
初期救助・救護	要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせ、周囲の者や救出救護班と協力して初期救助・救護を行う。
被害状況の確認	施設内の被害状況を確認する。 災害関連情報を収集し、施設周辺の被害状況等を確認する。
施設内待機の判断	所長は、施設内外の被害状況を把握し、施設内で待機できるかを判断する。
施設内待機の指示	施設内待機が可能と判断された場合には、「むやみに移動を開始しない」ことを勤務員等に徹底する。
必要な情報の把握と指示	自衛消防隊長は、施設内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底し、混乱防止のため在館者に適切な指示を行う。
避難場所への誘導	施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、東京都や市区町村からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに勤務員等を誘導する。 危険が予想される場合は、迅速に避難することとし、在館者等を避難場所へ誘導するときは、順路、被害状況等について説明する。
周辺地域と連携した活動の実施	所長は、事前に周辺事業所と震災時の応援体制を図り、必要に応じ、周辺地域の消火活動、救助・救護活動を行う。
勤務員の安否確認	安否確認者(班)は、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに勤務員の安否確認を実施する。
家族等の安否確認	勤務員は、家族等の安否を確認し、安否確認者(班)に報告する。
勤務員の帰宅	災害状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、勤務員等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画に基づき、方面別に集団で帰宅を実施する。

3 施設再開までの復旧計画

項目	内容
ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策	ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源や非常用物品等を活用し対応する。
火気・電気に起因する二次災害の発生防止	火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
危険物に起因する二次災害の発生防止	危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移動又は立入禁止措置を行う。
消防用設備等の使用可否の把握	二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握し、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
復旧作業等の実施	① 復旧作業に対する出火防止等の教育を徹底する。 ② 復旧作業に伴う立入禁止区域及び避難経路を指定し、勤務員及びその他保安業務に従事する者に周知徹底する。 ③ 復旧作業しながら建物を使用し事業活動を行う場合は、相互の連絡を徹底し、監視を強化する。